

## 長浜市やさしい日本語協力事業者・団体 募集要項

### 1. 趣旨

この要項は、多様な価値観と、国籍や民族・文化の違いを認め合い、安心して共に快適に暮らせる多文化共生のまちづくりを目的として、やさしい日本語の普及に協力、賛同する事業者・団体等（以下「協力者」という。）を募集することについて、必要な事項を定めるものとします。

### 2. 協力の内容

- (1) 外国人など相手にあわせた「やさしい日本語」でのコミュニケーションの実施
- (2) 啓発品（やさしい日本語のステッカー、バッジ、手引きなど）の施設などでの掲示  
※掲示用のポスターやバッジ、手引きは市が用意します。
- (3) 「やさしい日本語」協力者一覧マップへの掲載許可など広報に関する協力

### 3. 応募できる方

第1項に記載の目的に賛同し、次のアからウまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア. 上記第1項の目的または、市が適当と認めた目的以外で使用する場合
- イ. 特定の政治、思想または品位を害する場合
- ウ. 法令、公序良俗に反する場合

### 4. 応募の手続き及び登録など

#### ①登録申込書の提出

やさしい日本語協力事業者・団体登録申込書（様式1）または、やさしい日本語協力事業者・団体登録申込フォーム（電子フォーム）に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス、メール、オンラインのいずれかでお申し込みください。

#### 【申込先】

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地  
長浜市市民協働部市民活躍課多文化共生係  
電話：0749-65-8711 FAX：0749-65-6571  
E-mail：katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

#### ②審査及び登録

市は、申込みを行った事業者・団体が、本要項に定める基準を満たすと認めた場合は、長浜市やさしい日本語協力事業者・団体認定通知書（様式2）により通知し、「長浜市やさしい日本語協力事業者・団体」として登録します。また、やさしい日本語の手引き及びステッカーなどを協力者に交付します。

### ③周知など

市は、協力者の情報を掲載したマップ作成などの他、市のホームページなどで事業の周知に努めるものとします。

また、登録した協力者は、本事業名などを広告などに使用することができます。

## 5. その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

## 附 則

この要項は、令和5年6月22日から施行します。